

様式第1(第3条関係)

下水道事業受益者申告書

半田市下水道事業 半田市長 様

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条第1項の規定により、次のとおり申告します。

年 月 日

提出期限	
------	--

所有者番号		ページ	
土地所有者	住所・氏名		
	電話	( )	

筆番	土地の所在	地目		地積 m <sup>2</sup>	所有者数	土地所有者以外の受益者を定める場合の記入欄						
		台帳	現況			地積 m <sup>2</sup>	フリガナ	電話番号	理由			
							受益者氏名	受益者住所	借地	その他		
合計 ( 筆)				m <sup>2</sup>		いずれかに○を付ける。						

〈この申告書について〉

- この申告書は、本年度下水道整備区域内に所在する土地の所有者が提出してください。

様式第2(第5条関係)

下水道事業受益者負担金納付代理人申告書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

受益者 住 所  
氏 名

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第5条第2項の規定により次のとおり申告します。

納付代理人	住 所	半田市 町 丁目 番地
	氏 名	電話( ) ー
承 認 受益者の納付代理人となることを承認しました。		
年 月 日		
納付代理人 住 所 氏 名		

様式第3(第6条関係、第9条関係、第11条関係)

表

年度  下水道事業受益者負担金  あなたの受益者負担金について次のとおり決定したので通知します。  様
---

年度  
  
 下水道事業受益者負担金  
  
 徴収猶予決定  
 減免決定  
 通知書

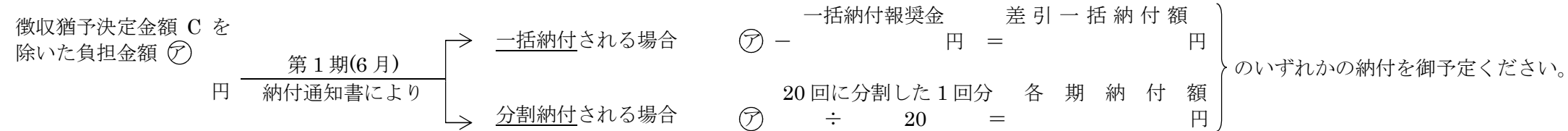
受益者番号	ページ

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 印

筆番	土地の所在	地目		受益積 m <sup>2</sup>	負担金 決定額(A) 350円/m <sup>2</sup>	減免決定				徴収猶予決定				差引負担金額 (A-B) 円	納付 開始 年度	
		台帳	現況			地積 m <sup>2</sup>	減免 率	金額(B) 円	承認 理由	地積 m <sup>2</sup>	終了 年 期	金額(C) 円	承認 理由			
合 計( 筆)																

◎納付の御案内



(御注意)

- 1 この負担金は、知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例に基づき賦課されます。
- 2 この負担金は、5年に分割し、毎年4回の納期により納めていただきます。納付通知書は、各年度納期ごとに送付しますからそれにより納付してください。なお、一括納付の場合は、報奨金が交付されます。
- 3 受益者に異動があったときは、速やかに受益者異動申告書を提出してください。
- 4 減免及び徴収猶予の承認理由は、裏面を参照してください。
- 5 減免及び徴収猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。裏面徴収猶予基準表の1の理由にて徴収猶予を受けられた方が、その理由の消滅により負担金を納付する場合は、一括納付していただくこととなります。なお、この場合には報奨金は交付されません。
- 6 この負担金を各納期の納付期日までに納付されない場合には、知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例第10条第1項の規定により、納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5%(納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額が延滞金として加算されます。
- 7 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 8 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として(訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 9 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 10 この通知書について御不明な点がありましたら、半田市水道部下水道課までお問い合わせください。

この負担金は、納付開始年度以降5年間(分割納付の場合)、下記の納期により納付していただきます。

納 期	第1期	6月1日から6月30日まで
	第2期	9月1日から9月30日まで
	第3期	12月1日から12月31日まで
	第4期	翌年2月1日から2月末日まで

この用紙で受益者負担金を納めていただくことはできません。「納付通知書」は6月初旬に改めて送付いたします。

受益者負担金減免基準表

該当条項	減免の対象となる土地		減免率 (%)	承認理由 コード	
	項	目			
条例第8条 第2項第1号	1 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地	(1) 国公立の学校用地	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等	75	1-1
		(2) 国公立の社会福祉施設用地	救護施設、更生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、老人ホーム、保育所、老人福祉センター等	75	1-2
		(3) 警察法務収容施設用地	刑務所、拘留所、少年院、婦人補導院等	75	1-3
		(4) 国公立の一般庁舎用地	一般庁舎、事務所等	50	1-4
		(5) 国公立の病院及び診療施設用地		25	1-5
		(6) 有料の公務員宿舍用地	宿舍、職員寮、アパート等	25	1-6
		(7) 無料の公務員宿舍用地	宿舍、職員寮、アパート等	それぞれ附属する施設と同じ	
		(8) その他の公用財産用地	市民会館、図書館、体育館、公民館等 公営住宅	50 25	1-8 1-9
条例第8条 第2項第2号	2 地方公共団体がその企業の用に供している土地	水道事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業等	25	2-1	
条例第8条 第2項第3号	3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	道路、公園、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設等	100	3-1	
条例第8条 第2項第4号	4 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者が所有し、又は地上権等を有する土地		100	4-1	
条例第8条 第2項第5号	5 公共下水道事業のための土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者が所有し、又は地上権等を有する土地		提供された土地、物件、労力又は金銭に対する範囲		
			100	5-1	
			75	5-2	
			50	5-3	
		25	5-4		
条例第8条 第2項第6号	6 国又は地方公共団体が指定した文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の土地		100	6-1	
	7 公道に準ずる私道及び水路		100	6-2	
	8 民営鉄道の所有又は使用に係る施設用地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	踏切、駅前広場	100	6-3	
		駅舎、プラットホーム、線路敷その他の施設 用地	50	6-4	
	9 国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の施設用地（直接その教育の用に供しない土地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、特別支援学校、各種学校等	75	6-5	
	10 国又は地方公共団体以外の社会福祉法人が事業のため設置する施設の用地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	私立の更生施設、乳児院、母子生活支援施設、老人ホーム、保育所等	75	6-6	
	11 宗教法人がその目的のために使用する土地及びこれに類する土地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	境内地	50	6-7	
		墓地	100	6-8	
	12 自治会、町会等が所有し、又は使用している施設の用地及びこれに類する土地	公民館、集会所、消防器具置場等	100	6-9	
	13 特別高圧架空線下の土地		25	6-10	
	14 管理者がその状況により特に減免する必要があると認めた土地		管理者が認める率		
			100	6-11	
			75	6-12	
			50	6-13	
		25	6-14		

裏

受益者負担金徴収猶予基準表

該当条項	徴収猶予の対象となる受益者	猶予期間	猶予額	承認理由 コード
条例第7条 第1号	1 田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地(土地の状況により宅地と認められる土地を除く。)に係る受益者	宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間	全額	1
	2 係争地に係る受益者	受益者の決定(判決)までの期間	全額	2
	3 市税(市民税、固定資産税)の減免を受けている受益者	当該減免理由の存続期間	全額	3
	4 管理者がその状況により特に徴収猶予が必要であると認められる受益者	管理者が認める期間	管理者が認める額	4
	5 先行投資による面整備地区内で終末処理場による処理開始までに2年以上の期間があると認められる土地に係る受益者	処理開始予定年度の1年前まで	全額	5
条例第7条 第2号	6 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	1年	全額	6

下水道事業受益者負担金  
納付通知書兼領収書



様			
年度賦課第		期分	
通知書 番号			
各期納付額	督促手数料	延滞金	今回納付額
円	円	円	円
全期負担金額	一括納付報奨金	差引全期一括納付額	
円	円	円	

納期限は 年 月 日です。

上記の今期分受益者負担金の納付額を 年 月 日までに半田市  
下水道事業出納取扱金融機関、半田市下水道事業収納取扱金融機関で納めてくだ  
さい。

半田市下水道事業 半田市長  
年 月 日  
印

上記のとおり領収しました。

半田市下水道事業出納取扱金融機関 半田市下水道事業収納取扱金融機関	領収日付印 	領収日付印 
--------------------------------------	--	--

(納付者で保管)

下水道事業受益者負担金 領収済通知書(各期)  
区分1

科目	課税年	賦課年	今期納付額	CD
通知書番号				CD
会計年	期別	延滞金		CD
		実手		CD
			合計	CD

納付義務者	様		
領収日付印	納期限	年 月 日	

上記の金額を領収しましたから通知します。

半田市下水道事業 半田市長様  
半田市下水道事業出納取扱金融機関  
半田市下水道事業収納取扱金融機関  
(市役所で保管)

愛知県半田市(23-205)

下水道事業受益者負担金 納付書 (各期)

年度賦課第	期分	
通知書 番号		
今期納付額	督促手数料	延滞金
円	円	円
		合計
		円

納付義務者	様		
納期限	年 月 日		

領収日付印  


愛知県半田市(23-205)

(金融機関で保管)

下水道事業受益者負担金 領収済通知書(全期)  
区分1

科目	課税年	賦課年	今期納付額	CD
通知書番号				CD
会計年	期別	延滞金		CD
		実手		CD
			差引全期一括納付額	CD

納付義務者	様		
領収日付印	納期限	年 月 日	

上記の金額を領収しましたから通知します。

半田市下水道事業 半田市長様  
半田市下水道事業出納取扱金融機関  
半田市下水道事業収納取扱金融機関  
(市役所で保管)

愛知県半田市(23-205)

下水道事業受益者負担金 納付書 (全期)

年度賦課全期分		
通知書 番号		
全期負担金	一括納付報奨金	
円	円	
		差引全期一括納付額
		円

納付義務者	様		
納期限	年 月 日		

領収日付印  


愛知県半田市(23-205)

(金融機関で保管)

様式第5(第7条関係)

下水道事業受益者負担金  
口座振替納付通知書

--	--	--	--

年度賦課第		期分	
通知書 番号			振替 区分
受益者負担金総額		残期分負担金額	
円		円	
振替日	年 月 日	振替 金額	円

あなたの半田市下水道事業受益者負担金については、次の預金口座より振替納付の  
 手がとられていますので 年 月 日付で振替金額を振替納付します。

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長



銀行名			
科目		口座 番号	
口座 名義人			

様式第6(第9条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

住 所  
申請者  
(受益者)  
氏 名

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

土 地 の 所 在	地 目		地 積 (m <sup>2</sup> )	猶 予 期 間	申 請 理 由
	台帳	現況			
町 丁目 番地					
町 丁目 番地					
町 丁目 番地					
町 丁目 番地					
町 丁目 番地					
町 丁目 番地					
合 計( 筆)					
調査 概要	調査実施日 年 月 日 担 当 者 印			所見	
決定 区分	承 却	認 下	猶予 期間	決定 理由	

様式第7(第10条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予解除届出書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

申請者 住所  
(受益者) 氏名  
電話 ( ) -

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

土地の所在	地目		地積 (m <sup>2</sup> )	猶予解除理由
	台帳	現況		
町丁目 番地				
町丁目 番地				
町丁目 番地				
町丁目 番地				
町丁目 番地				
町丁目 番地				
合計(筆)				



様式第8(第11条関係)

下水道事業受益者負担金減免申請書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

住 所  
申請者  
(受益者)  
氏 名

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第1項の規定により次のとおり申請します。

土 地 の 所 在	地 目		地 積 (m <sup>2</sup> )	申 請 理 由
	台帳	現況		
町 丁目 番地				
町 丁目 番地				
町 丁目 番地				
町 丁目 番地				
町 丁目 番地				
町 丁目 番地				
合 計( 筆)				
調査 概要	調査実施日 年 月 日 担 当 者 印			所見
決定 区分	承 却	認 下	減 免 率	決定 理由

様式第 9(第 12 条関係)

下水道事業受益者異動申告書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

新受益者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
旧受益者 住 所  
氏 名

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 12 条の規定により次のとおり申告します。

土 地 の 所 在	地 目		地 積 (m <sup>2</sup> )	異 動 地 積 (m <sup>2</sup> )	異 動 年 期
	台帳	現況			
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
番地 町 丁目					年 期より
合 計( 筆)					

様式第 10(第 13 条関係)

下水道事業受益者又は納付代理人住所等変更申告書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

受益者 住 所  
(納付代理人) 氏 名

知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 13 条の規定により次のとおり申告します。

受 益 者	変 更 後	電話 ( )
	変 更 前	
納付代理人	変 更 後	半田市 町 丁目 番地 電話 ( )
	変 更 前	半田市 町 丁目 番地
変更年月日	年 月 日	

受益者番号	ページ
	枚のうち 枚目
	年 月 日

年度賦課区域

下水道事業受益者負担金更正決定通知書

半田市下水道事業 半田市長



あなたの受益者負担金を次のとおり更正決定したので通知します。

〒

様

1 更正決定の対象となった分

筆番		土地の所在					地目		受益地積 (m <sup>2</sup> )	更正 年期	負担金 決定額ア 350円/m <sup>2</sup>	減免決定額				徴収猶予決定額				差引負担金額 ア イ 円	納付 開始 年度	
		町名	丁目	番地	枝番	小枝 番	台帳	現況				却下地積 承認地積 m	率	承認金額円イ	承認理由	却下	却下地積 承認地積 m	期間 年期	承認金額円			承認理由
	更正前																					
	更正後																					
	更正前																					
	更正後																					
更正前合計 (筆)																						
更正後合計 (筆)																						

2 更正理由

納期	第1期	6月1日から 6月30日まで
	第2期	9月1日から 9月30日まで
	第3期	12月1日から 12月31日まで
	第4期	翌年2月1日から 2月末日まで

3 更正決定後の負担金額

今後の納付額	一期当たりの金額
〔うち徴収猶予額〕	(残り 期)

・内訳

$$\left( \begin{array}{l} \text{更正後負担金合計額} - \text{減免金額} = \text{差引納付額} \\ ( \quad ) - ( \quad ) = ( \quad ) \\ \text{差引納付額} - \text{納付書発送済額} = \text{今後の納付額} \\ ( \quad ) - ( \quad ) = ( \quad ) \end{array} \right)$$

・参考

更正前負担金合計額

備考：

[御注意]

- この更正決定通知書は売買、相続等による受益者の変更、地積の更正等のあった筆について当初の決定通知書の負担金決定額を更正するため、受益者に通知するものです。
- この決定通知書により更正のあった後のあなたの納付書は、3 更正決定後の負担金額欄「今後の納付額」の数値となります。以後の納付は変更後の納付通知書によってください。
- 減免及び徴収猶予の承認理由は裏面を参照ください。
- 減免及び徴収猶予の理由が消滅したときは遅滞なくその旨を届け出てください。なお、徴収猶予の承認理由が1、4の徴収猶予を受けられた方が、徴収猶予の理由が消滅した場合の負担金の納付方法は、全て一括納付となります。(この場合、報奨金は交付されません。)
- この負担金を各納期の納付期日までに納付されない場合には、知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例第10条第1項の規定により、納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.5%(納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額が延滞金として加算されます。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として(訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

受益者負担金減免基準表

該当条項	減免の対象となる土地		減免率 (%)	承認理由コード			
	項	目			主 な 内 容		
条例第8条 第2項第1号	1	国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地	(1) 国公立の学校用地	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等	75	1-1	
			(2) 国公立の社会福祉施設用地	救護施設、更生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、老人ホーム、保育所、老人福祉センター等	75	1-2	
			(3) 警察法務収容施設用地	刑務所、拘置所、少年院、婦人補導院等	75	1-3	
			(4) 国公立の一般庁舎用地	一般庁舎、事務所等	50	1-4	
			(5) 国公立の病院及び診療施設用地		25	1-5	
			(6) 有料の公務員宿舍用地	宿舍、職員寮、アパート等	25	1-6	
			(7) 無料の公務員宿舍用地	宿舍、職員寮、アパート等	それぞれ附属する施設と同じ		
			(8) その他の公用財産用地	市民会館、図書館、体育館、公民館等 公営住宅	50 25	1-8 1-9	
条例第8条 第2項第2号	2	地方公共団体がその企業の用に供している土地	水道事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業等	25	2-1		
条例第8条 第2項第3号	3	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	道路、公園、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設等	100	3-1		
条例第8条 第2項第4号	4	公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者が所有し、又は地上権等を有する土地		100	4-1		
条例第8条 第2項第5号	5	公共下水道事業のための土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者が所有し、又は地上権等を有する土地	提供された土地、物件、労力又は金銭に対する範囲				
			100	5-1			
			75	5-2			
			50	5-3			
条例第8条 第2項第6号	6	国又は地方公共団体が指定した文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の土地		100	6-1		
			7	公道に準ずる私道及び水路	100	6-2	
			8	民営鉄道の所有又は使用に係る施設用地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	踏切、駅前広場	100	6-3
					駅舎、プラットホーム、線路敷その他の施設 用地	50	6-4
			9	国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の施設用地（直接その教育の用に供しない土地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、特別支援学校、各種学校等	75	6-5
			10	国又は地方公共団体以外の社会福祉法人が事業のため設置する施設の用地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	私立の更生施設、乳児院、母子生活支援施設、老人ホーム、保育所等	75	6-6
			11	宗教法人がその目的のために使用する土地及びこれに類する土地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	境内地	50	6-7
					墓地	100	6-8
			12	自治会、町会等が所有し、又は使用している施設の用地及びこれに類する土地	公民館、集会所、消防器具置場等	100	6-9
			13	特別高圧架空線下の土地		25	6-10
			14	管理者がその状況により特に減免する必要があると認めた土地	管理者が認める率		
					100	6-11	
					75	6-12	
					50	6-13	
			25	6-14			

裏

受益者負担金徴収猶予基準表

該当条項	徴収猶予の対象となる受益者	猶予期間	猶 予 額	承認理由コード
条例第7条 第1号	1 田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地(土地の状況により宅地と認められる土地を除く。)に係る受益者	宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間	全額	1
	2 係争地に係る受益者	受益者の決定(判決)までの期間	全額	2
	3 市税(市民税、固定資産税)の減免を受けている受益者	当該減免理由の存続期間	全額	3
	4 管理者がその状況により特に徴収猶予が必要であると認められる受益者	管理者が認める期間	管理者が認める額	4
	5 先行投資による面整備地区内で終末処理場による処理開始までに2年以上の期間があると認められる土地に係る受益者	処理開始予定年度の1年前まで	全額	5
条例第7条 第2号	6 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	1年	全額	6

様式第 12(第 15 条関係)

〒	年 月 日																																																																															
様	半田市下水道事業 半田市長																																																																															
印																																																																																
<p>下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書</p> <p>下記の過誤納金の額を還付(充当)しましたので知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 15 条第 2 項の規定により通知します。</p> <p>《過誤納金》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通知書番号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;">賦課年度</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>徴収年期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">納付すべき額</td> <td style="text-align: center;">納付済額</td> <td style="text-align: center;">過誤納額</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>《充当先》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通知書番号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;">賦課年度</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>徴収年期</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">納付すべき額</td> <td style="text-align: center;">納付済額</td> <td style="text-align: center;">充当額</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>《還付先》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">金融機関名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振込金額</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">内訳</td> <td>還付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>還付加算金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>振込日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>		通知書番号		賦課年度				徴収年期		納付年月日	年 月 日				納付すべき額	納付済額	過誤納額	納付額	円	円	円	延滞金	円	円	円	計				通知書番号		賦課年度				徴収年期			納付すべき額	納付済額	充当額	納付額	円	円	円	延滞金	円	円	円	計	円	円	円	金融機関名				支店名				口座番号				口座名義				振込金額	円	内訳	還付額	円	還付加算金	円	振込日	年 月 日		
通知書番号		賦課年度																																																																														
		徴収年期																																																																														
納付年月日	年 月 日																																																																															
	納付すべき額	納付済額	過誤納額																																																																													
納付額	円	円	円																																																																													
延滞金	円	円	円																																																																													
計																																																																																
通知書番号		賦課年度																																																																														
		徴収年期																																																																														
	納付すべき額	納付済額	充当額																																																																													
納付額	円	円	円																																																																													
延滞金	円	円	円																																																																													
計	円	円	円																																																																													
金融機関名																																																																																
支店名																																																																																
口座番号																																																																																
口座名義																																																																																
振込金額	円	内訳	還付額	円																																																																												
			還付加算金	円																																																																												
振込日	年 月 日																																																																															

様式第 13(第 18 条関係)

(表)

		下水道事業受益者負担金徴収職員証			
写真貼付	契印	所 属			
		氏 名			
		生年月日	年	月	日生
		年 月 日交付			
		愛知県半田市下水道事業	半田市長	印	

(裏)

- 1 本証は、下水道事業受益者負担金の滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合又は財産の差押えを行う場合にあつては、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、徴収職員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。